

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	政策調整会議
開 催 日 時	平成29年4月11日 午前9時00分から 午前10時00分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	<p>神田市長公室長、重岡危機管理監、奥山職員課長（上野総務部長代理）、宮村市民環境部長、三田福祉部長、内田健康づくり部長、澤田都市建設部長、小野里会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、比留間生涯学習部長、塩野監査委員事務局長</p> <p>（担当課1・事務局） 太田市長公室次長兼政策企画課長、新井同課長補佐、櫻井同課政策企画係長、同課同係臼倉主任</p> <p>（担当課2） 中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長、鈴木同課主幹兼課長補佐兼施設建設準備係長、同課同係中谷主査、同課同係西村主任</p>
会 議 内 容	<p>1 朝霞市行政組織機構改革及び職員定員管理に関する方針（案）</p> <p>2 朝霞市政策研究チーム設置要領（案）</p> <p>3 朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）</p>
会 議 資 料	<p>【資料番号1】</p> <p>資料1 朝霞市行政組織機構改革及び職員定員管理に関する方針（案）</p> <p>資料2 朝霞市行政組織機構改革及び職員定員管理検討委員会設置要綱（案）</p> <p>資料3 行政組織機構改革及び職員定員管理方針策定のスケジュール（案）</p> <p>参考資料 行政組織機構改革及び職員定員管理に関する経緯と現状（参考資料）</p> <p>【資料番号2】</p> <p>資料1 朝霞市政策研究チーム設置要領（案）</p> <p>参考資料 朝霞市職員提案及び事務改善報告に関する規程</p> <p>【資料番号3】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）の概要 ・朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）に関するパブリックコメント結果 ・朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）に対する職員コメント結果 ・朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）正誤表 ・朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案） 		
<p style="text-align: center;">会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月 </td> </tr> </table>	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月	
<p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>			
<p style="text-align: center;">そ の 他 の 必 要 事 項</p>			

【議題】

- 1 朝霞市行政組織機構改革及び職員定員管理に関する方針（案）

【説明】

（担当課 1：太田市長公室次長兼政策企画課長）

資料 1 について、まず、（1）行政組織機構改革につきましては、第 5 次総合計画がめざす「私が暮らしたつづけたいまち 朝霞」を踏まえ、新たな行政需要等に対応するため、①多様化する行政需要に柔軟に対応する行政組織機構、②市民の視点に立った分かりやすい行政組織機構、③効果的・効率的な行政運営を可能にする行政組織機構、の 3 つの観点から、検討することを方針としている。

次に、（2）検討が必要な課題について、参考資料にあるとおり、本市では平成 26 年 4 月に大幅な行政組織機構の改革を実施し、その後、平成 28 年 4 月、平成 29 年 4 月にも組織の新設や事務の移管などを行っているが、そのうえで、現在の課題として、

1 点目として、福祉部門のワンストップサービスとなる相談窓口の設置、2 点目として、空き家対策や住宅施策を所管する組織、3 点目として、市民窓口の多様化による支所、出張所の在り方、4 点目として、公営企業会計に移行を予定している下水道事業と水道事業の在り方が挙げられるので、この 4 点を中心に検討するべきものと考えている。

次に（3）検討体制としては、資料 2 にあるとおり、副市長、部長級職員を構成員とする「行政組織機構及び職員定員管理検討委員会」を設置し、各部において所属職員等の意見を聴取し組織機構の検討を進めることとする。

この検討委員会は、平成 26 年 4 月に行った組織機構改革の時にも設置したものである。

また、検討委員会での検討と合わせ、市長公室、総務部の各課が中心となって、庁内レイアウトの検討、電算システムの調整、例規改正、新年度予算編成、ファイリングシステムの変更、広報等での周知など必要な事務を進めることとする。

続きまして、2 職員定員管理について、参考資料のとおり、本市はこれまで、平成 18 年に「定員適正化計画」を策定、平成 21 年に改訂、平成 25 年に「定員適正化方針」を策定し、適正な職員数の管理に努めてきた。

毎年、各課からご提出いただく人員要望通りの職員数を配置できればそれが望ましいとお考えもあるかとは思いますが、計画なしに職員を増加すれば、人件費がさまざまな行政サービスに要する事業経費を圧迫することになる。

また、一方で、必要な職員を配置しなければ、行政活動は停滞し、市民サービスに影響を及ぼすことにもなるため、職員の適正な配置を管理していかななくてはならないものと考えている。

今回は、平成 25 年に策定した「定員適正化方針」が平成 29 年 4 月 1 日で終期を迎

えたことから、①行政運営体制の見直し、②事務事業の見直し、③多様な任用形態の活用、④職員資質の向上、の4点の観点で、新たな「職員定員管理方針」を策定することを考えている。

次に、(2) 今後の人員に影響を及ぼす事業等の例示として、①福祉部門の行政需要の増加、②空き家を含む住宅総合対策の必要性、③東京オリンピック・パラリンピックの対応及びシティ・プロモーションの強化などが考えられる。

次に、(3) 検討体制について、組織機構改革と合わせて、「行政組織機構及び職員定員管理検討委員会」で検討していただき、同時に、政策企画課、職員課、財政課で調整を進めたいと考えている。

次に(4) スケジュールについて、資料3のとおり、本日4月11日の政策調整会議、来週4月17日の庁議でご審議いただき、検討を開始したいと考えており、庁議後に行政組織機構及び職員定員管理検討委員会の設置をしたら、直ちに検討に入る予定である。

機構改革を平成30年4月に実施するための庁内レイアウト、例規改正などの準備があること、また、定員管理方針は、すでに期間が終了しており、来年4月に向けた新規職員の採用事務も夏から準備が始まることから、7月を目途に両方の検討結果の案をまとめたいと考えている。

その後、議会への説明を経て、10月には市としての決定をし、12月議会に関係する条例議案を提出したいと考えている。

【意見等】

(澤田都市建設部長)

方針案の中に空き家対策、住宅施策が挙がっているが、現状、これらの施策は複数部署にまたがって行われている。どのように組織間の調整を進めるのか。

(担当課1：太田市長公室次長兼政策企画課長)

今回の方針案について、政策調整会議、庁議にて決定されたならば、行政組織機構及び職員定員管理検討委員会において検討を進めていく。

検討委員会において、行政組織機構及び職員定員管理の案の決定を7月目途としており、非常にタイトなスケジュールだと考えている。

については、検討委員会の第1回の会議を4月24日にも開催することとし、その事前に政策企画課から各部に意見照会を行い、各部の意見をまとめたいと考えている。

(佐藤水道部長)

方針案には4点の課題が挙げられているが、この4点はどこから出てきたのか。

(担当課1：太田市長公室次長兼政策企画課長)

本市の課題を考えるにあたり、昨年、第5次行政改革大綱をまとめた際、各部の課題について照会し、出てきた課題や、関係部署から政策企画課に相談がある課題、議会で出された課題などから、今回の4点の課題を挙げたものである。

この4点以外に課題と考えるものがある場合については、今後行う政策企画課からの各部への意見照会に対して出していただきたい。

(内田健康づくり部長)

検討組織は方針案の行政組織機構及び職員定員管理検討委員会以外に考えているか。
(担当課 1：太田市長公室次長兼政策企画課長)

検討委員会以外は考えていない。
(内田健康づくり部長)

今後行われる、政策企画課からの各部への意見照会について、どの程度の課題まで出すことができるか。

(担当課 1：太田市長公室次長兼政策企画課長)

各部への意見照会について、どの程度の課題までと定める予定はなく、各部においてとりまとめのうえ、捉えている課題を出していただきたい。

ただし、今回、平成30年4月の機構改革を考えているが、すべての課題に対応できるとは考えていない。今回の機構改革に調整ができない課題については、平成30年4月以降に扱う課題とすることも考えられる。

(神田市長公室長)

内田健康づくり部長から検討体制について意見が出たが、他の部長から意見あるか。前回の大規模な機構改革については、検討に長い時間をかけた経緯があるが、今回の機構改革に臨むにあたり、検討に長い時間をかけるのではなく、平成30年4月を目途に短期間で決定する考えである。

(三田福祉部長)

方針案の4点の課題にある、福祉部門のワンストップ・サービスとなる相談窓口については、これまで福祉部と健康づくり部の両部で検討を重ねてきたテーマであり、政策企画課に方向性を報告したものである。

両部の検討の中でも、どこまで課題とするかについて議論を要した経緯があり、今回の政策企画課から各部への意見照会については、様式を定めるなり、一定の考え方を示していただきたい。

(担当課 1：太田市長公室次長兼政策企画課長)

様式を定めたいと考えている。意見照会の方法や様式は、今後事務局で考えたい。

(神田市長公室長)

各部からは職責に関わらず、気付いた課題を何でも出してもらおう姿勢であるべきだと考える。

役職の階層ごとに会議を開催し、検討するということであると、多くの時間を要してしまうし、効率的ではない。

こうした観点から、政策企画課を中心とした情報収集を行い、各部がとりまとめた意見について、検討委員会で検討、決定することが現実的だと考える。方針案のと通りの検討体制ということで皆さん同意をいただけるか。

(異議なし)

政策企画課で各部の意見を取りまとめ、検討委員会で検討、決定することとする。

(担当課 1：太田市長公室次長兼政策企画課長)

行政組織機構及び職員定員管理検討委員会の第1回会議を4月24日(月)に開催したいと考えている。その際は、各部の意見がある程度まとめたものを資料としたい。事

前に各部への意見照会を行うのでご協力をお願いしたい。

(佐藤水道部長)

スケジュールについて、職員定員管理については7月に検討委員会で案を決定しないと採用試験等の関係・影響があると分かるが、機構改革については7月に案を決定することは間に合うのか。12月に関連条例を上程することを考えればもう少し後に決定することも可能だと考えるが、職員定員管理と機構改革について同時に案を決定する必要があるのか。

(担当課1：太田市長公室次長兼政策企画課長)

職員定員管理方針に基づいて、次年度の職員体制を決定、現状の職員数から採用人数が決定していく。

機構改革には、職員数に影響がある部署の新設や廃止と、職員数に影響がない部署の統合や事務の移管とがあるが、次年度の職員体制の決定を行うためには、職員の配置に大きく関係する機構改革のある程度の方向性は決定しておく必要がある。

職員定員管理の関係では、7月の案の決定に基づいて採用事務等を進めることになると考える。

(神田市長公室長)

職員の採用事務を行う以上、その根拠が求められるので、職員定員管理の関係では、7月頃に一定の方向性を出した案に基づいて進める必要がある。

(重岡危機管理監)

今回、部署ごとの職員数と事務量が合致しているかという観点では議論しないのか。明らかに時間外勤務が多い部署があるように見受けられる。

(担当課1：太田市長公室次長兼政策企画課長)

職員定員管理について、機構改革とは別に、職員の負担という視点は入りうるものと考ええる。

ただし、仕事を数値化することは難しく、職員の能力によって変わる部分も大きいと考えている。

(木村議会事務局長)

前回の定員適正化方針では目標として5%以内という数値が出ているが、今後、検討委員会で目標とする数値を決定するという事か。

(担当課1：太田市長公室次長兼政策企画課長)

現在、事務局としては、目標とする数値のたたき台はある程度の幅を持ったものとして、検討委員会にお示ししたいと考えている。

(担当課1：太田市長公室次長兼政策企画課長)

5、6月の人員配置ヒアリングを通して各課の状況、仕事量について把握に努めているところである。さらに、職員の数については、財政面は外せない側面であり、市として今の厳しい状況や近隣市や県内の状況等を見ながら議論を集約したいと考える。

(神田市長公室長)

職員の定員について、かつては総務省で定員の指標とする数字を示されてきた過去があるが、現在は各自治体の裁量に任せる考えになっており、前回の定員適正化方針にお

いて5%以内という幅のある目標数値とした。

今後においても、本市の財政状況と実態に応じ、幅のある目標数値として適宜、柔軟に対応していかざるを得ないと感じている。

(内田健康づくり部長)

いわゆる一般職非常勤職員について頼らざるを得ない状況である。一般職非常勤職員については議論するのか。

(神田市長公室長)

臨時職員については、一般職非常勤職員制度を創設したことによって待遇改善はされたものの、現状のままで良いかどうかについて次の命題として議会からも指摘があると認識している。

常勤職員と一般職非常勤職員とのバランスなどについても、検討委員会で財政面の観点などと併せて議論したい。

(澤田都市建設部長)

課題として挙げられている空き家対策、住宅施策については、現状、どの課が引き受けるか調整がとれておらず、時間を要するものとする。

7月の案の決定までに一定の方向性を決めないと今回の機構改革の対象とならず、持越しとなるのか。

(神田市長公室長)

市民の側の要求水準が高まる中、福祉部門について声高になっていることは各部長は感じているはずである。住宅施策も長年の対応を留保していたが、顕在化していないと言いながら、各所でその問題点が指摘されている。

一概に時間をかければ調整できるとは考えておらず、今回、時間をかけず、目標を平成30年4月に置き、決定したいと考えている。

ただし、機構改革に当たっては、執務スペースの確保など考慮すべき事情はありうる。

【結果】

原案のとおり決定とし、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 朝霞市政策研究チーム設置要領（案）

【説明】

(担当課1：太田市長公室次長兼政策企画課長)

資料1について、今年度から、若手職員の人材育成の観点、特に、政策立案能力を高めることを目的に、政策研究チームを設置したいと考えている。

組織として、主査、主任及び主事の中から15人程度を副市長が指名することとする。

任期について、任命した年度の末日までとするとし、最大で1年間とする。今年は4月末～5月上旬の任命になるものと考えている。

研究方法としては、研究テーマを設定し、おおよそ8か月程度で研究する。また、研

究テーマに関連する部署は、研究チームに必要な情報を提供するなど必要な支援を行うものとする。

活動時間については、月に1～2回程度、1回につき原則勤務時間内に1時間程度とすることとする。

研究結果については、政策企画課に提出する。

現在、政策の形成などに関する職員からの提案を奨励する職員提案制度があるので、今回の政策研究チームについても、この職員提案制度の一環として位置づけ、運用していきたい。

したがって、今回の研究結果も職員提案同様、政策企画課に提出されたものを、職員提案審査委員会で講評し、その後市長に報告することとする。

また、職員提案のうち、入賞したものはホームページで公表しているのので、この研究結果も公表を予定したいと考えている。

さらに、研究結果については、次年度以降、研究テーマの所管部署において引き続き、検討することとする。

【意見等】

(佐藤水道部長)

若手職員ワーキンググループ「あさぐる！」との関係は。

(担当課1：太田市長公室次長兼政策企画課長)

若手職員ワーキンググループ「あさぐる！」については、積極的な若手職員による自主活動をしているものと認識している。

今回の政策研究チームについては、「あさぐる！」とは別個な組織で、メンバーを副市長が指名する点が大きな特色である。

(三田福祉部長)

研究テーマはどのように決まるのか。各部からお願いしたいテーマを出すことができるのか。

(担当課1：太田市長公室次長兼政策企画課長)

現在の設置要領においては、課題やテーマについて明記しておらず、今年度については既に考えているが、次年度以降は様々な方法で決めることが考えられる。

(澤田都市建設部長)

メンバーについて副市長から指名されるとのことだが、各課の業務等の都合により辞退することは可能か。

(神田市長公室長)

できない。今回の活動自体が業務に含まれるものと考えている。そのために、政策研究チーム設置要領案を定め、政策調整会議、庁議でご了解いただくものである。

趣旨として、若手職員の能力を高めていくことが命題である。物事を考えたり、発信していく能力を若いうちから経験していくべき。

本市の若手職員は周りの先輩職員に気を遣って手を挙げられていない現状もあるのではないか。

担当部署に一時的な負担はあると考えるが、メンバーとなった職員には短期集中で、メールなどを活用して、コンパクトに取り組んでもらいたいと期待している。

(木村議会事務局長)

短期間でやっていただきたいとのことだが、研究テーマによっては1年度だけでは終わらない場合も考えられる。その場合はどうするか。

(神田市長公室長)

次年度も引き続いて活動したい場合は、職員課の制度を活用するなどして、自主的に活動してもらいたい。本来は自主的な活動に期待したいところである。

場合によっては、今回の設置要領を改正することも考えられる。

【結果】

原案のとおり決定とし、庁議に諮ることとする。

【議題】

3 朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）

【説明】

(担当課2：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

この計画については、去る1月16日の定例庁議での審議を経た後に、住民説明会を開催し、パブリックコメント及び職員コメントを実施したので、その結果について報告する。

なお、この計画が大型事業であることから、パブリックコメントの前後に、2回の政策調整会議と定例庁議で審議いただくこととしたものである。

概要の資料の1の計画の名称から3の計画の構成については、記載のとおりである。

ここで、概要資料の「1計画の名称」中、「整備計画」は「整備基本計画」に訂正をお願いしたい。

4の計画の策定経過については、平成27年11月に検討を開始し、市職員で構成されたごみ焼却処理施設検討委員会において、5回の検討を重ねて案を作成し、住民説明会、パブリックコメント及び職員コメントにおいて意見をお伺いした。

5の住民説明会については、3回開催し、計27人の出席があった。

整備基本計画案については、施設の規模や焼却炉の形式のほか、公害防止基準などを定めたものであるが、説明会では、計画案に対する意見よりも、事業に要する財源計画を公表すべき、和光市との広域化協議の経過、工事時期を延期すべきではなどのご意見が多くあった。

次に6のパブリックコメントについては、2月7日から3月8日までの期間で実施し、3人から14件の意見があったが、住民説明会と同様に、和光市との経緯や事業経費、工事時期、事業方式などについてのもので、基本計画の内容そのものに対するものは少なく、意見に基づく修正はなかった。

詳細については、パブリックコメント結果としてまとめた資料を添付した。

パブリックコメント実施概要の「①内容」中、「整備計画」は「整備基本計画」に訂正をお願いしたい。

次に7の職員コメントについては、1人から4件の意見があり、経済性にすぐれた施設の視点が不明確であるなどご意見があったが、パブリックコメントと同様に、記載内容を修正するには至らなかった。

最後に、8の修正内容について、計画案の内容をさらに精査したところ、字句の誤りがあったので、正誤表のとおり訂正することとし、本日配布の基本計画案に反映した。

【意見等】

(佐藤水道部長)

このあと、実施計画などは作るのか。今後の流れを説明いただきたい。

(担当課2：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

この整備基本計画には、施設の概要と基本設計が記載されているが、今回の事業方式は、公設民営の手法で行う予定である。

市で財源を調達して整備を行うが、その後の運営については民間事業者によって実施する。

設計と施行、運営の3段階、すべてを民間が行う。

この整備基本計画をもとに、市は要求水準書を事業者に公表する。事業者は要求水準書をもとに、詳細な設計や事業費、建設スケジュール、運営期間における提案などを盛込んだ提案を行う。

今後、事業者からの提案をもって、スケジュールが決定される予定である。

スケジュールについては、今年度、平成30年3月議会に最終的な事業者の契約議案を上程する考えである。

(神田市長公室長)

情報共有の観点から、大まかなスケジュールを庁議資料として追加していただきたい。

(佐藤水道部長)

中川参事の説明では平成29年度中に事業者提案を行い、3月議会に契約議案を上程するということであるが、平成30年度から平成33年度までの工事する期間と、運転管理する15年間を一体として議案として上程するのか。

(担当課2：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

議案は同時に上程する予定である。金額も含めてである。

(木村議会事務局長)

整備基本計画について全員協議会で説明した際、議員から様々な意見が出された。

今後、このような大きい契約議案についていきなり議案で出す考えか。それとも全員協議会などで説明を行うのか。

(担当課2：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

担当課としては、今回のような事業手法は本市で初めてでもあるので、全員協議会や住民説明会などが必要であると考えている。

また、事業者が決定する前は難しいが、事業者が決定した後、どのような詳細設計で

あるかなど折りを見て説明していきたい。

これまでの議会での議員のご指摘を踏まえて、事業手法について更なる説明が必要であると感じている。

(佐藤水道部長)

事業者提案について、どのように決定するのか。

(担当課2：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

庁内組織である「ごみ処理施設検討委員会」において事業者選定まで行うとしている。

契約の方式が総合評価一般競争入札となった場合、最もふさわしいと言われるDBO方式を採用したとき、地方自治法施行令により学識経験者の意見を聞くという規程がある。

意見の聞き方として、他市の事例では検討委員会委員の中に外部委員とする場合や、オブザーバーとして参加いただく場合が考えられる。

(神田市長公室長)

要は、庁内組織である「ごみ処理施設検討委員会」において事業者選定をするが、必要に応じて外部の有識者に意見を聞くものとするということか。

(担当課2：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

そうである。

(佐藤水道部長)

オブザーバーにかかる費用は発生しないのか。

(担当課2：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

オブザーバーにかかる費用が発生する場合、契約しているコンサルティング会社の負担となるため、市の負担はない。

(塩野監査委員事務局長)

これだけ大規模な施設では標準設計書を作るだけでも半年間はかかるものと考えられる。

先ほどの説明で、全員協議会などで議案の前に説明するということだが、平成30年3月議会での上程は可能か。

(担当課2：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

スケジュールについて、非常にタイトな状況だと認識している。

(宮村市民環境部長)

間に合うよう努力していく。

(神田市長公室長)

整備基本計画の中身の議論というよりも、手続きの観点や、議会、市民への説明の対応について議論がされている。

市として、十分に手厚く対応する必要がある。

それを受けて、所管課は考えを持っているということである。

(内田健康づくり部長)

今後は庁内の検討委員会で決定するということか。

政策調整会議や庁議で決定する事項はないのか。

(宮村市民環境部長)

事業方式について、現在、DBO方式、公設民営という方式についてをどのように決定するかについて、市の方針として政策調整会議と庁議で決定したい。

次回の政策調整会議と庁議に諮るよう準備したい。

(神田市長公室長)

発注方式について、今回の整備基本計画に入っていないのか。

(宮村市民環境部長)

入っていない。

(神田市長公室長)

市民環境部長としては、発注方式については今回の整備基本計画に入っておらず、重要事項であるため、政策調整会議、庁議に諮りたいということ。

(宮村市民環境部長)

中川参事からの説明にあった総合評価一般競争入札という契約方法が、本市において初めてとなる。

この契約方法については、妥当だと言われているが、さらに指名委員会で説明したうえで、意見を伺いたい。

(神田市長公室長)

指名委員会の事項として契約方法は含まれるから、指名委員会で意見だけでなく契約方法を決定できるのではないか。

(宮村市民環境部長)

確認する。

(内田健康づくり部長)

契約方法について議会でもどこで決定したのかと指摘を受けている。

どこかで議論、決定するべきだと考える。

(澤田都市建設部長)

パブリックコメントの結果の説明において、計画案の内容に対する意見提出はなかったとしているが、8番のような意見であってもそのような扱いとなるのか。どのような内容であれば計画案の内容に対する意見として扱われるのか。

また、パブリックコメントの8番に対する回答として、DBO方式を採用すると言い切った表現となっているが、それで問題ないか。

(担当課2：鈴木資源リサイクル課主幹兼課長補佐兼施設建設準備係長)

パブリックコメントの8番に対する回答として、DBO方式を採用すると言い切った表現となっていることについては、過去の議会答弁を踏まえて記載している。

計画案の内容に対する意見提出として想定していた例としては、工事時期の車両の運搬の流れに関する意見などは、整備基本計画に反映させる意見となるものとする。

(宮村市民環境部長)

パブリックコメントの回答について言い切った表現は改める。

(内田健康づくり部長)

DBO方式を前提とした予算を出している。

あくまでも想定としてDBO方式を採用しているとした。

(澤田都市建設部長)

パブリックコメントの結果の説明において、計画案の内容に対する意見提出はなかったとしている件で、今回のパブリックコメントについては、そもそもクリーンセンターの建替えをどう考えるかという意見は整備基本計画の範囲ではないので、実際にどう工事を進めるかなどについての意見募集であったということで良いか。

(内田健康づくり部長)

今回のパブリックコメントについては、市は今回整備する施設についてこういうものを想定している、それに対して意見を聞いたものである。

このような建設工事においては、性能発注するための案を作成して、案に基づいて参考見積りをとって、具体的な提案を受けるための性能発注の要求書を作成する流れである。

(重岡危機管理監)

いつ、誰が、何を決定するのか、手順を示して欲しい。

現在、どこまで決定していて、今後、何を決定する必要があるか整理をしていただきたい。

(神田市長公室長)

本来、大切なのは市民生活が揺るぎないように稼働できる機能とメンテナンスを担えるかが第一議題である。

契約手続きのことなどは単なる行政上の問題に過ぎない。

契約と発注方式の関係について、宮村市民環境部長から政策調整会議及び庁議に諮りたい旨があったが、この会議は議題とするかどうかを判断する場ではない。

市長との調整によりこの事案をどのように扱うのかを確認されたい。

この場では、判断ではなく、意見を述べるに留まる。

入札方式について、私の意見としては、常設の指名委員会で決定できるのではないかと考える。

また、限られた時間の中で、可能な限り意見聴取の機会を設定することは重要である。それは、手続きの前後があったとしても機会をつくるべきだと考える。

(佐藤水道部長)

庁内の検討委員会だけで決定して良いか。

以前は議員が委員として入った会議体もあった。

ブラックボックスで決定したと言われたいよう、外部の有識者を入れるなど是非そうしたほうが良い。

(神田市長公室長)

いまの佐藤水道部長の意見に対して、各部長は異存がないとしてうなづいていると見受けられる。

庁内の検討委員会で決定するにしても、外部有識者の見識や市内関係者の意見を聞くべきであるという意見とする。

【結果】

一部訂正のうえ、庁議に諮ることとする。

【閉会】